



鹿児島県 児童クラブ連絡協議会

連絡先

〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800

<http://m-jidouclub.com/krijidouren-index.htm>



携帯サイトです。ブックマークに登録を!

ニュース

No. 28

2012年1月5日



A HAPPY NEW YEAR

2012年 生きて在ることが尊く、「何とかなる社会」の構築をめざしましょう！

昨年3月に起きた東日本大震災、原発事故による放射能汚染の衝撃が列島を襲い、未會有の危機が巻き起こっています。子どもや社会的に弱い人が切り捨てられて良いのでしょうか。「どんな困難な人でも、安心できる関係や環境が保障されれば変わる」…私たちの“希望”とは、過去の経済大国としての華やかな栄光にあるのではなく、過去から現在に至るまでの今この瞬間を生きている姿そのものにあります。

“生きて在ること”、それはすべての人が「何とかなる社会」の主人公として、有意義な人生の扉を開く第一歩として、新しい生き直しをすることではないでしょうか。大震災を教訓に、政治や暮らしをあらためて問い直し、復興を進める2012年にしたいものです。新年を迎える、今年は幸福が実現できる年でありたいと思います。

■私たちが求める学童保育の設置・運営基準の改定に向けて

全国運営委員会では、2003年6月提言した「設置運営基準」の改定について議論しています。

■なぜ、今、「設置・運営基準」の改定を提起するのか？

◆全体をとおしての議論

●基準の位置づけをどう考えていくのか？

「最低基準」

●なぜ、今、「設置・運営基準」の改定なのか？

児童福祉法7条の施設を求めていくべきなのでは？

●指導員の倫理をどうあつかうのか。保育指針との仕分けが必要。

●最低基準を考えていくのか、設置・運営基準を考えていくのか？

●設置・運営基準は、全国連協として考える学童保育の内容。それとは別に、最低基準の中身をきちんと検討しておく必要があるのではないか？

●議論のすすめ方を整理してほしい。2月を目処にということだが、どのような形ですすめていくのか？

●誰がするのか、わからない。市町村が実施責任を持ってやっていくことが前提。

●「国・地方自治体の責務」ということを明記することが必要ではないか。

●学童保育にいつ入ってもいい、いつやめてもいいということで、困っている。設置運営基準でふれられないか？

●事業者と運営者の言葉の用法。

●公的保障と、公立公営を混同してはいけない。

以上のように、全国運営委員会で議論がされてきています。

鹿児島県連絡協議会でも、役員会・運営委員会において、学童保育の役割、保育料、用語、指導員の問題、保育指針との関係等を論議し、全国運営委員会に反映できるようにしたいと思います。

●鹿県連役員会・運営委員会の日程

・とき：2012年1月22日(日) 13:30～

・ところ：「かごしまボランティアセンター4F」

(鹿児島市山下町15-1 TEL 099-221-6070)

【全国学童保育連絡協議会】

12月16日 厚労省・国会議員へ要請行動を行いました

2011年11月下旬から、来年度の国の学童保育予算の大幅増額と制度の抜本的拡充を求めて、内閣府、厚生労働省をはじめ関係省庁、政党、国会議員、地方六団体などへ陳情・要請を行いました。また、「子ども・子育て新システム」基本制度ワーキングチームに参加している関係政務官に陳情・要請を行いました。

12月16日には、全国各地の連絡協議会の代表が参加し、午前には厚生労働省育成環境課への陳情・要請、午後からは小宮山洋子厚生労働大臣をはじめ、各政党、衆議院・参議院の厚生労働委員会所属の国会議員、地方六団体などを訪問し、要望書を届けました。

■厚生労働省からの回答

- ・東日本大震災の被災地の復旧・復興については、施設整備費の補助割合を3分の1から3分の2に引き上げた。運営費は

児童数が減少しているところも前年並みで補助する。

- ・新システムについて7月に出された『中間とりまとめ』にあるように、市町村がニーズ調査をもとに実施することを法定化する、事業計画を立てて提供体制を整備など市町村の関与を強化する方向で検討している。
- ・国としての一法律の基準をつくると同時に地方の裁量も考える」「来年度予算については『子ども・子育てビジョン』に基づく目標である利用児童数111万人（5年間で30万人増やす）に向けて、量的な拡大を図ることとサービスの質的拡充を図る方向で要求している。

■参加者から

資料をもとに、学童保育の現状や課題を伝え、公的責任による学童保育の制度の抜本的拡充をあらためて要望しました。

2011年12月16日厚生労働省に提出

全国学童保育連絡協議会の厚生労働省への要望【概要版】

公的責任において学童保育を抜本的に拡充することと 予算の大幅増額を求める要望書

1 【被災地の学童保育の復旧、復興に関する要望】

国の責任で、一刻も早く、安定的な学童保育の復旧、復興を実現してください。

- (1) 被災地で学童保育を一刻も早く再開、復旧できるよう国として万全の措置を講じて下さい。
- (2) 被災地の子どもたちが安心して通え、学童保育が安定的な運営ができるように特別な財政措置を図ってください。

2 【新システムに関する学童保育の制度改革に関する要望】

児童福祉法を改正し、市町村の実施責任を明確にして、運営の安定性・継続性を保障する制度に拡充することを要望します。

- (1) 児童福祉法を改正し、学童保育を児童福祉施設として位置づけ、「公的責任」「最低基準」「財政措置」を明確にしてください。
- (2) 市町村の実施責任を明確にした制度としてください。
- (3) 国の財政措置が強化される制度としてください。

3 【学童保育の最低基準に関する要望】

学童保育の質の確保のために、「最低基準」を定めて、条件整備を図ってください。

- (1) 学童保育施設は、最低基準を決めて「生活の場」にふさわしく整備してください。
- (2) 指導員の配置基準を決めて、常勤配置ができる制度を要望します。
- (3) 指導員の公的資格制度を創設し、養成機関を整備してください。
- (4) 「最低基準」を定める際は、現在ある学童保育が切り捨てられないよう、全体の底上げを図りつつ定めてください。
- (5) 学童保育の質の確保のために、学童保育の保育指針を策定してください。

4 【2012年度の国の学童保育予算に関する要望】

学童保育の運営に必要な補助金の創設と補助額の大幅な増額を要望します。

- (1) 地方自治体の負担軽減のために国の負担率を大幅に引き上げることや特別な財政措置を図ってください。
- (2) 運営費の補助単価は、大半を占めているのは指導員の人事費ですが、指導員が「常勤配置」できるように大幅に引き上げてください。
- (3) その他、施設整備や運営費に含む補助項目、障害児受入のための補助金など、補助金に関する細部の要望は別紙1（省略）の通りです。補助金の内容や補助額を実態に見合って改善してください。

5 【政府の政策方針に関する要望】

- (1) 「子ども・子育てビジョン」に示されているように、学童保育の量的な拡大、質的な拡充を確実に図ってください。

- ① 「子ども・子育てビジョン」で掲げた学童保育の整備目標を着実に実現してください。
- ② 「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、充実してください。

- (2) 「放課後子どもプラン」は、二つの事業の「一体化」ではなく、それぞれの事業の拡充と図るものに見直してください。

- ① 「放課後子ども教室」等との「一体的運営」ではなく、それぞれの拡充を図ること。
- ② 放課後の児童対策は二つの事業に限らず、総合的なものとして推進してください。



「子ども・子育て新システム検討会議」

12月26日 基本制度ワーキングチームが開催されました

2011年11月24日に政府が検討している「子ども・子育て新システム」についての第15回基本制度ワーキングチームが開かれ、「費用負担のあり方」「市町村事業」「子ども・子育て包括交付金」「こども園の給付等」などについて検討が行われました。

2011年7月29日に出された「中間とりまとめ」では、学童保育については「市町村事業」として位置づけ、

- 小学校四年生以上も対象となることを明記。
- 市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。
- 人員配置、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後更に検討する（基準の客観性は担保）。

12月26日、「子ども・子育て新システム検討会議」の基本制度ワーキングチームが開催され、「国の所管及び組織体制について」「新システムによるこども園給付（仮称）、市町村事業と私学助成の関係について」の事務局資料が出され、検討が行われました。

資料として出された「中間とりまとめ以降の基本制度

ワーキングチームにおける各委員からの主な意見等」の資料には、「放課後児童クラブについては、地方において実施体制にバラツキがあることを踏まえ、国としての基準を設け、子どもたちが同水準のサービスが受けられるよう保障すべき。その際に、基準を設けることにより、現在地方が既に実施している事業ができなくなることがないよう十分は配慮が必要である」（基本制度ワーキングチーム第17回、渡辺委員提出資料・全国町村会）など、学童保育に対する国の基準を決めてしっかりとしていくべきだという意見が出された一方、「国が設ける基準については、既に法令で担保されているものを除いて、新たなものは『助言』にとどめることとし、具体的な適用は都市自治体に任せるべき」（清原委員、全国市長会）などの意見も出されています。

当初の予定では、12月中に成案を取りまとめる予定でしたが、委員からはさまざまな意見が出され、12月26日の会議の最後に座長である園田内閣府政務官が、1月にも2回の基本制度ワーキングチームを開いて議論していくことを、しかし2012年の通常国会には必要な法案を提出するよう準備していくことをまとめて終わりました。

【全国学童保育連絡協議会】

厚生労働省育成環境課との懇談・意見交換を行いました

2011年11月22日に厚生労働省・育成環境課と全国学童保育連絡協議会との懇談を行いました。

「子ども・子育て新システム検討会議」が7月29日に「中間とりまとめ」を発表しました。学童保育（放課後児童クラブ）については「市、町村事業」として位置づけて、5点（注）についての課題を明記しています。このことについて、今後の法改正の行方や具体的にどのようなことが検討されていくのかを質問し、その際に、私たちの要望を十分に取り入れたものとして検討してほしいことを要望しました。

厚生労働省からは、「子ども・子育て新システム」の「中間とりまとめ」では、保育所が給付系として位置づけられた一方で、放課後児童クラブは「市町村事業」とされたこと。放課後児童クラブについては1項目をたてているように重要な位置づけをしているという説明があり、「中間とりまとめ」で出されている項目について、児童福祉法改正で検討していく内容であることが説明されました。

12月の最終報告を受けて、どのような法改正を行うのか、具体的な制度としていくのか、現在、検討しているとのことでした。全国学童保育連絡協議会からは、あらためて私たちの要望が実現するような内容で検討してほしいと要望しました。

(注) 「中間とりまとめ」に記されている 放課後児童クラブに関する課題

放課後児童クラブ

- 小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。
- 放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
- 質を確保する観点から、人員配置、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- 利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を隨時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行うことを検討する。

東日本大震災

息の長い支援のために、義援金の協力を引き続きお願いします

東日本大震災からまもなく一年を迎えようとしています。被災した地域の復旧・復興にはまだ課題が多く、原発事故の放射線被害は「収束」とは到底言えないので現状です。

復興計画が立たず小学校の移転先も決まらないために、学童保育も仮住まいのままの地域があったり、小学校の統廃合も多く計画されているとも言われています。福島県内では「外にいられる時間が一日3時間と決められていて、登下校・体育の授業時間でいっぱいになってしまい、学童保育に帰ってきてからは外で遊べない」という状況があります。

被災した地域では学童保育を必要とする家庭も増えており、安全に安心して過ごせる生活を保障していく学童保育の役割が非常に大きくなっています。そして、子どもたちや保護者を支える指導員の仕事に求められることも多くなっています。指導員自身も被災して厳しい生活をおくっているなかで、「この仕事をしていたから元気でいられた」と語る指導員の方々もおられます。

学童保育を支援していくためには、本当に息の長い支援が必要です。

全国から送られた学童保育義援金は、2011年12月22日現在、**2705万2653円**になりました。

学童保育義援金は、岩手県・宮城県・福島県をはじめとする被災した地域の学童保育の支援に使われています。運営が厳しくなった学童保育の指導員の給与に対する援助、指導員を支える活動（研修や相談活動）、研修会等への参加費の援助や交通手段のバスの手配等、学童保育施設の改修、備品や遊び道具の購入、線量計の購入、子どもたちが外遊びができるようにとのバスツアーの実施、学童保育を支援するための組織と職員の配置などなど、被災した地域の要望や願いに応える形で活用されています。

今後も息の長い支援が必要であることを考えると、まだまだ費用が必要です。ぜひとも継続的な協力・呼びかけをお願いいたします。



文部科学省の「放課後子ども教室」の動き 「教育支援活動」の中での取り組みとして推進

2007年度から文部科学省と厚生労働省が連携して推進している総合的な放課後対策（「放課後子どもプラン」）は、文部科学省の補助事業「放課後子ども教室推進事業」（以下、「放課後子ども教室」）と、厚生労働省所管の学童保育（放課後児童クラブ）の二つの事業を、すべての小学校区で「一体的あるいは連携」して推進するものでした。

しかし、「放課後子ども教室」は下表にあるように、実施か所数は増えているものの、目標である1万5000か所の半分にとどまっています。

文部科学省は、「放課後子ども教室」の位置づけを変えており、それが予算にも反映しています。それは、2009年度予算から「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」のメニューの一つとして、市町村の実情に応じて選択して実施できる事業としたこと、そのために「放課後子ども教室」だけの予算額は示されなくなっています。

また、2011年度予算では、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」（総額94億5000円）のメニューが変更され、新たに「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」「地域ぐるみ学校安全部体制整備」「スクールリーダー派遣」などの教育支援活動を地域の実情に応じて組み合わせて実施できる「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」のメニューを新たにつくりましたが、このメニュー事業のなかで「各地域の実情に応じて」取り組んでも良い活動として「放課後子ども教室」を位置づけました。

2012年度の概算要求における「放課後子ども教室」の位置づけは前年度と同じですが、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」は、前年比9億3000万円減の85億2000万円が計上されました。

「放課後子ども教室」実施状況

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
総事業費	70.77億円	108.12億円	133.11億円（注）	140.43億円（注）
（うち国庫補助額）	23.59億円	36.04億円	44.37億円	46.81億円
実施か所数	6201か所	7736か所	8761か所	9280か所
（うち小学校で実施）	4299か所	5592か所	6364か所	6688か所
1教室あたりの年間平均開催日数	117.7日／年	117.2日／年	119.5日／年	119.8日／年
実施市町村数	851市町村	1011市町村	1061市町村	1065市町
「学習」実施教室数		3500か所	4685か所	4938か所

（注）総事業費については、2009年度からは「放課後子ども教室」も含めた全メニューの総額となっている（「放課後子ども教室」の予算額は示されていない）。

*上記の資料は、民主党・学童保育ワーキングチームのヒアリングに文部科学省が出した資料です。